

## 新たな社会的養育の在り方に関する検討会の進め方と議論のポイント

座長 奥山真紀子

## 1. 新たな子ども家庭福祉実現への進捗状況の把握と全体の俯瞰

ロードマップの提示とその進捗状況の把握

## ① 法改正事項それぞれの実現へのロードマップの作製

⇒叩き台作成を事務局に依頼

⇒それを議論して、必要に応じて修正

## ② それに基づき、毎回の検討会時点での進捗状況を確認

## ③ 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」で議論されたが、積み残されている課題を含めて全体を俯瞰する

## 2. 新たな社会的養育の在り方を明確化し、その実現を図る

## 1) 社会的養育の基準の明確化

物理的基準から養育の質の基準へ

子どもの権利を基礎とした基準へ

## 2) 社会的養育の構造

## (1)家庭支援

改正児童福祉法第三条の二

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。

議論すべき事項

## ① 家庭への養育支援のあり方

要支援家庭のアセスメント

支援の在り方

在宅措置の在り方

社会的養護との連続性

児童家庭支援センターや民間支援機関の在り方

## ② 保育園等の補完的養育

保育園での養育の質の向上に向けて

## ③ ショートステイ等の短期的ケア

ショートステイの機能の明確化や利用形態のあり方

全体の支援計画の中の組み込み方

## (2)社会的養護

### 改正児童福祉法第三条の二

ただし・・・児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない

### 議論すべき事項

- ① 「家庭環境と同様の養育環境」の明確化
  - 養子縁組、里親、里親ファミリーホーム
  - 里親類型の見直しや新設
- ② その場合の「継続的に」の担保のあり方
- ③ 包括的な里親養育事業（fostering agency）の在り方
- ④ 社会的養護としての位置づけによる「里親」の名称変更
- ⑤ 「家庭及び当該養育環境で養育することが適当でない」場合を明確化
- ⑥ 「できる限り良好な家庭環境」の条件を明確化
- ⑦ 「できる限り良好な家庭環境における養育」は「継続的に」ではない。その時間的制限のあり方
- ⑧ それらの原則を守る社会的養護体系の在り方
  - ・施設養護の専門性
  - ・施設類型の見直し
  - ・施設養護の人員の配置基準
  - ・専門性による体系の再編成
- ⑨ 社会的養護提供時の家庭支援
- ⑩ その他必要な事項

## (3) 一時保護

- ①法改正によって明確になった機能の在り方
- ②一時保護での養育基準の提示、「一時保護所」の在り方、一時保護委託の在り方  
(物理的基準のみならず、養育の質の基準の明確化)
- ③第3者評価の在り方

### 3)自立保障

#### 議論すべき事項

- ① 継続的支援の保障
- ② 自律のための養育の在り方
- ③ 世代間連鎖を断ち切る支援

### 3. 「社会的養護の課題と将来像」から「新たな社会的養育の構築」に向けて